

令和2年4月20日

保護者様

教育委員会教育長 大和田 博行

臨時休業の延長について(お知らせ)

日頃より本市教育行政にご理解ご協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、政府の緊急事態宣言の対象地域に本県も含まれたことを受け、県からは県民に不要不急の外出自粛要請、県教育委員会からは学校の臨時休業要請が出されました。

本市においては、新型コロナウイルスの新たな感染者の確認により4月17日から小中学校の臨時休業を行っていたところで、感染拡大を抑える非常に重大な局面であることから、下記のとおり対応します。ご理解ご協力よろしくお願いたします。

記

1 対応措置

南相馬市内全小・中学校の臨時休業を延長する。

2 延長する期間

令和2年4月21日(火)～令和2年5月6日(水)

3 休業期間中の対応

- (1) 児童生徒の皆さんは不要不急の外出、不特定多数の人が集まる場所へ行くことを自粛し、家庭で過ごすようにしてください。
- (2) 児童生徒に発熱等の風邪症状が見られる場合には、学校に必ずご連絡願います。
- (3) 児童生徒のストレスや心のケアなど、心配がある場合には学校にご相談ください。
- (4) 今回の臨時休業は緊急事態宣言を受けての対応ですので、できる限りご家庭でお過ごしください。ただ、保護者が休めない場合等、家庭で過ごせない児童生徒に対しては、平日は学校で受け入れます。なお、給食は提供しませんので弁当持参となります。登校する場合には、朝の検温、マスク着用等は今まで同様で願います。
- (5) 休業期間中の家庭学習等については、学校からメールやホームページ等を使ってお伝えします。
- (6) 休業期間中、学校からの連絡物や学習物を配付する機会を持ちます。日時・方法等については学校から連絡します。
- (7) 放課後児童クラブは開設しますが、密集状態を避けるため、家庭で対応できる場合には利用を控えて頂きますようお願いいたします。(担当：こども家庭課24-5215)

担当：学校教育課24-5283